

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年 7 月30日 法律第205号）第7条第1項	診療所の開設の許可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 営利を目的として開設するものではないこと（医療法第7条第7項）
平成5年2月3日付総第5号・指第9号 厚生省健康政策局総務・指導課長連盟通知に適合していること。
- (2) 許可後6月以内に開設可能であること（医療法第29条第1項第1号）
施設の建設等の計画ができていること（建設に係る期間は上記6月に含まない）、必要な人員、特に管理者となる医師が常勤で確保できていること、等、6月以内に開設できる準備が整っていること。
- (3) 構造設備、診療科目などが医療法に適していること（医療法第21条及び第23条、医療法第6条の6）
- (4) 医療法施行規則第16条及び第24～30条の13、医療法施行令第3条の2、平成17年7月1日付医政総発第0701001号および厚生労働省の作成する医療広告ガイドラインに適合していること
- (5) 有床診療所については、別途岩手県の許可を得ていること（医療法第7条第3項）

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。